

道労連NEWS

発行日：2017.03.13



発行：北海道労働組合総連合 〒003-0805 札幌市白石区菊水5条1丁目4-5 Tel: 011-815-8181

「最賃アップ、雇用の安定を」

2017年春闘 北海道労働局へ要請

道労連・道春闘共闘は3月14日、2017年春闘にあたって北海道労働局へ要請を行いました。

黒澤幸一道労連議長から要請書を手渡した後、「最低賃金引き上げ、非正規雇用から正規雇用への転換、差別的取り扱いの是正と均等待遇、労働時間規制等による過労死の根絶など、人間らしいまともな働くルールの実現は急務です。誰もが安心して働き続けられる職場と地域の実現に向けた施策をお願いしたい」と趣旨を伝えました。

道労連・道春闘共闘からは、

◇最賃「今すぐ1000円以上」、2020年までに「1500円」実現。

◇労働契約法18条の趣旨に反するような雇い止めの防止、無期雇用転換を促進する対策。

◇36協定の順守・実態調査、36協定未提出事業所の実態把握、必要な指導・監督。

◇新規学卒者の「正規雇用」採用。若者の早期離職防止、インターンシップ制度の改善・拡充。

◇雇用・失業情勢の深刻化に対応するため、労働行政の大幅な増員。

などについて要請しました。

労働局からは、最賃について周知するたに全市町村の広報に掲載してもらっていること、若者の早期離職を防ぐために求人情報がきちんと記載されるよう改善していること、労働法令の基礎知識普及は雇用の安定にとっても重要であり学校の要請にもとづいて講義をおこなっていること、などについて回答がありました。

また、道内の各事業所からの36協定の提出状況は「約3割程度」にとどまっていますが、提出されていない事業所で「残業ナシ」という状況ではありません。労働時間の上限規制を求める取り組みとあわせて、現行法の順守、過労死根絶のためにも監督官など労働行政職員の大幅増員は、「労働者の命と健康と働くルールを守るために必須」であることがあらためて浮き彫りになりました。

現行の最賃水準については、「年収200万円に満たないものであり、決して十分な水準ではない」との認識を共有した上で、「非正規雇用でも、まともな暮らしていけるようにするたにも最賃の大幅引き上げは要になる」と述べ、道労連が行った最低生計費調査の結果をおおいに活用することを求めました。



【戦争をさせない北海道委員会 総がかり行動】

3 / 19 (日) 集合 11:00、デモ 11:20 @大通西4丁目